

社債、未公開株、投資被害で お困りの方への御案内

- 詐欺などの財産犯罪の被害に遭った疑いがあり、お金を振り込んだ先の口座が判明している場合には、金融機関に、その振込先口座の凍結を求めることができます。
- 凍結時に振込先口座に残額があれば、被害金額に応じて支払いを求めることが可能です。
- 口座凍結は、被害者御自身が金融機関に求めることもできますが、警察が求めることもできます。
- 警察が金融機関に口座凍結を求めるには、証拠に基づく必要があるため、まず、被害者に被害の詳しい状況を伺うとともに、被害者がお持ちの関係書類を拝見する必要があります。御理解、御協力のほど宜しくお願いします。

社債、未公開株、投資被害で お困りの方への御案内

1. 伺いたい事項

- 被害者の氏名、住所、年齢、性別
- 振込みの日時、場所、金額
- 振込先口座の金融機関、支店、口座番号、口座名義人
- 振込みを勧めた相手が名乗っていた氏名、会社名、連絡先電話番号
- 振込みに至るまでの具体的経緯、振込みを勧めた相手と交わした具体的文言、購入を勧められた具体的商品

2. 拝見したい書類

- 被害者が振り込んだことを示す書類、記帳済み通帳
- 振込先口座を示す書類
- 相手から送られてきたパンフレット、案内書、名刺
- 相手から送られてきた社債券、株券、社員権、その他の書類